

新城産業総合振興条例

新城市は、豊かな自然と歴史に恵まれ、東三河、遠州並びに南信州からなる三遠南信地域の人的交流の要所として発展し、様々な産業を育ててきました。

こうした産業は、日本経済の成長とともに発展し、本市に暮らし、就業の機会を求める市民に対して、雇用の場を提供するとともに、所得をもたらし、消費を通じて安定した地域経済の発展に貢献してきました。

産業の発展は、地域経済の発展を通じ、個性あふれる固有の産業文化や伝統技術を育み、今日に伝えています。

少子高齢化が加速する今日、本市が魅力と可能性のあふれる都市として存在感を高め、市民が求める行政サービスを供給できる自立した都市であり続けるためには、これまでに培ってきた産業文化や伝統技術の継承に加えて、新たな取り組みが必要だといえます。

未来の新城市を展望するためには、能力を発揮できる機会を地域で備え、産学官金労が地域内で自ら、全体の均衡を保ちつつ、次世代につなげるきめ細かな支援を図る体制を今こそ構築することが重要であるといえます。

そこで、本市では、多彩な能力を持つ市民が地域で活躍でき、かつ三遠南信地域や大都市の消費者、事業所等と緊密な交流連携を図りながら、創意、活力と魅力にあふれる地域経済を築いていくことを目的とし、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、新都市の地域産業振興に関して基本的な事項を定め、市民、事業者、市、行政区等が協働し、本市の自然、文化、技術、資本、人材等を活かし、持続可能な地域経済を築くことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 新都市自治基本条例(平成24年新都市条例第31号)第2条第2号に規定する市民をいいます。

(2) 若者 新都市若者条例(平成26年新都市条例第56号)第2条第2号に規定する者をいいます。

(3) 事業者 市内において生産、加工、販売、供給等の産業活動を行うすべての個人または法人をいいます。

(4) 地域産業 事業者が、自然、文化、技術、資本、人材等を活かし、国、県、三遠南信地域の市町村や民間の協力を得ながら、働き続けることのできる職場を創出する産業をいいます。

(5) 産学官金労 事業者等を支援する経済団体、大学等の研究機関、及び国、県その他行政機関、金融機関及び労働団体をいいます。

(市長の責務)

第3条 市長は、市民、事業者、行政区等と密接に連携し、地域産業振興のための指針(以下、「地域産業振興指針」という。)並びに振興計画を定めなければなりません。

2 市長は、市民、事業者、行政区等が行なう地域産業の振興を推進する活動を支援するために、産学官金労と連携し、施策を講じなければなりません。

(市民の理解と協力)

第4条 市民は、事業者が地域の環境や福祉の向上に寄与し、事業活動に励んでいることを理解し、次に掲げる事項に協力し、地域産業の振興に努めます。

- (1) 事業者が提供する商品やサービスに関心を深め、購入すること。
- (2) 事業者が提供する商品やサービスについて、事業者に対して提案や意見を伝えること。
- (3) 事業者、三遠南信地域又は大都市の消費者、行政区等と連携すること。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自助の精神にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めるものとします。

- (1) 技術・技能の向上、経営基盤の改善と強化、従業員の幸せの実現に努めること。
- (2) 地域の自然、生活環境及び歴史文化を保全し、かつ、活かし、事業活動を通じて市民の雇用及び地域の活性化に貢献すること。
- (3) 市民、行政等と協働し、地域の公共的活動に積極的に参加し、住みよいまちづくりに貢献すること。

(基本的方向)

第6条 この条例の目的を達成するため、本市では市民、事業者、市、行政区等が協働し、地域資源の価値を学び、地域産業振興の仕組みを総合的に強化し、市内での消費、投資、取引等を通じて資本の循環を促し、地域経済が持続的に発展するよう、次に掲げる支援を行います。

- (1) 市内での雇用を増やし、又は取引を拡大し、技術革新及び商品開発に取り組む事業者への積極的支援
- (2) 地域資源を発掘し、起業・創業とともに新技術・新事業の開発に努める事業者への継続的支援
- (3) 市内で起業し、又は創業する若者及び女性への人材、資金、情報等の提供による総合的な支援
- (4) 新城市地域自治区条例(平成24年新城市条例第30号)第4条に規定する地域協議会の理解と協力を得て、コミュニティ・ビジネスにより地域社会の自立を図ろうとする新城市地域自治区条例第2条に規定する地域自治区への人材、資金、情報等の提供による総合的な支援
- (5) 市内、三遠南信地域及び大都市の消費者及び事業者との交流並びに連携の促進を支援
- (6) 自然災害や東海地震等を想定し、災害等から被災者の命を守り、生活再建、事業所再建等に貢献する産業への人材、資金、情報等の提供による総合的な支援

(議会の責務)

第7条 議会は、地域産業振興指針に基づき地域産業の総合発展のために、次に掲げる事項について、市長の責務の履行を確認し、助言を与えなければなりません。

- (1) 市長が行う施策
- (2) 産業振興指針の推進に当たって必要な措置

(産業自治振興協議会)

第8条 市長は、地域産業の振興を内発的、総合的、持続的にきめ細やかな支援するために、新城市産業自治振興協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、市民、事業者、行政区、産学官金労が協働して地域産業振興指針及び振興計画の策定し、適正な運用を行っていくものとします。

3 協議会の組織と運営に関し必要な事項は、別に定めます。

(条例の見直し)

第9条 市長は、3年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、必要な場合は改正を行います。